

平成 22 年 5 月 26 日現在

研究種目： 基盤研究(B)
 研究期間： 2007～2009
 課題番号： 19330017
 研究課題名（和文） 裁判員裁判におけるコミュニケーション・デザインの学際的研究

研究課題名（英文） Communication Design for Mixed Jury Trials in Japan: An Interdisciplinary Research

研究代表者
 三島 聡 (MISHIMA SATOSHI)
 大阪市立大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号： 60281268

研究成果の概要（和文）：裁判員と裁判官との間には、法的知識や裁判経験等において著しい差異があるが、裁判員裁判の評議では、両者がこの違いを乗り越えて対等に話し合うことが求められる。本研究では、この要請に応えるためには、構成員間で、判断の基礎となる情報や判断の枠組み、話し合いの順序等を可視化し共有することがきわめて重要であることを示した。そのうえで、コミュニケーション研究の知見に依拠し、具体的な評議の進め方（付箋紙法、チャート法、ライブレコーディング、4相のことばの使いわけなど）を提言した。

研究成果の概要（英文）：Although there are huge gaps in legal knowledge and experience on trial between lay jurors and professional judges, they are required to have discussion together on equal terms during the deliberation under the mixed jury system. This study shows that it is extremely important to make the relevant information, the framework for fact-findings and sequence of discussion visible and known to all the members of the panel. In addition, a package of specific proposals has been proposed, based on the expertise in communication studies—the one to use sticky notes and charts, make live-recordings as well as make distinction as to four functions of utterances of the presiding judge.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	6,300,000	1,890,000	8,190,000
2008年度	5,900,000	1,770,000	7,670,000
2009年度	3,000,000	900,000	3,900,000
年度			
年度			
総計	15,200,000	4,560,000	19,760,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：刑事法学・刑事裁判・裁判員制度・国民の司法参加・評議

1. 研究開始当初の背景

2004年5月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、職業裁判官と一般市民である裁判員とが1つの裁判体を構成し、

事実認定および量刑をおこなう裁判員制度が実施されることになった。だが、裁判員は裁判の知識も経験もない一般市民であるだけに、裁判官と対等かつ活発に議論ができる

のかどうか、裁判官主導で評議が進められ、一般市民の関与は形式的なものにとどまるのではないかが大いに懸念された。全国各地での模擬裁判の実施、従来の運用の見直し、各種論稿の公表などがおこなわれたが、上記の懸念を払拭するような解決策は示されていない。そこで、評議を合意形成のコミュニケーションの一形態としてとらえ、実証的分析を通して解決策を提案する研究がぜひとも必要だと判断し、本研究前に、本研究の構成員である法学者（刑事法）、法実務家、応用言語学、心理学、情報工学の専門家による研究会を発足させ、基礎的な研究を着手した。当時（今日でも同様）、同種の研究は皆無であり、補助金をえて、本格的な研究をおこなうことがぜひとも必要だと考えるにいたった。

2. 研究の目的

本研究の主たる目的はつぎの2点である。

(1) 評議の問題点の分析と解決策の提示

全国で実施されていた模擬裁判の評議を分析し、そのコミュニケーション上の特徴や問題点をつかみ、実際の評議での問題を予測し、その解決策を提示する。

(2) 解決策の検証と提言

(1)の解決策の有用性を評価できるような模擬評議を実施し、その結果をふまえて、実効性のある評議の方法についての提言をまとめる。

3. 研究の方法

本研究では、主として、つぎのような方法で研究を進めた。

(1) 既存の模擬裁判の評議データの分析

法曹三者によって実施された模擬裁判の評議データを分析し、それにもとづいて暫定的な「評議の望ましい進め方」（以下、「進め方」という）を策定した。

(2) 暫定的「進め方」の検証のための模擬評議実験の実施

評議の進行を裁判官役の自由な裁量にゆだねるグループと「進め方」に依拠するグループを作って模擬評議をおこない、その結果を分析した。その分析をもとに、「進め方」を改良し、さらに、その改良された「進め方」の検証のため、研究会の構成員の間で簡略な模擬評議を実施した。

(3) 「進め方」に関する実務家や研究者と意見交換

研究機関の中間と最後にシンポジウムを開催し、「進め方」についての報告し、実務家等と活発な意見交換をおこなった。

(4) 海外の参審制の調査

「進め方」策定・改良の参考にするため、イタリア・ミラノを訪問し、同国の参審制につき調査した。

4. 研究成果

(1) 既存の模擬裁判の評議データを分析し、以下の問題点を抽出した。

- ・事件の経過を裁判員が正確に把握できていない。
- ・事件の経過と争点が整理できていない。
- ・争点と意見が関連づけられないまま議論が進んでいる。
- ・各自がばらばらに意見を出し議論が深まらない。
- ・議論が蒸し返される。
- ・結論がそれまでの議論が結びつかない。

そして、その主要な原因が、つぎの点にあることを指摘した。

①裁判員が、当事者の主張と根拠との関係や、根拠と根拠の関係が把握できないこと

②評議で議論すべき項目と範囲が裁判体の構成員のなかで共有されていないこと

③議論をどのように進めていくべきかを理解しているのは裁判官のみで、構成員全員が共有できていないこと

(2) 上記の①～③の問題点を解決するためには、つぎの事項がきわめて重要であることを示した。

- ・全員で証拠の整理をおこなうこと
- ・論告と弁論を整理し可視化して、可視化された検察側の主張に沿って議論を進めること
- ・話し合いの段取りや内容そのものが構成員に理解されるようにすること

(3) そこで、これらの点をもとに、「進め方」の具体策を練り、論文やシンポジウムを通じて提案した。以下がその骨子である。

①中間評議における公判供述の整理<付箋紙法>

中間評議において、付箋紙を使って公判供述の整理をおこなう。

②最終評議における事実認定に関する話し合いの枠組み設定<チャート法>

事実認定に争いのある事件については、論告を図示したうえ、これに対応させる形で弁論の内容を加筆した「チャート」を作成し、これにもとづいて評議を進める。このチャートを使って、構成員間で、どのように評議を進めていくか、いまどの論点を議論しているのかについての共有化を図る。

③いま話し合っている内容の共有<ライブレコーディング>

議論のポイントをその議論と同時に模造紙等に記録し、その内容を全員が確認でき、きょうにする。そしてその記録は保存しておき、後に議論をふりかえることができるようにする。これにより、いま何を話しあっているのかが理解できるだけでなく、議論の蒸

し返しも防ぐことができる。

④量刑評議の進め方<量刑付箋紙法など>

この点は研究期間内に十分に詰めるところまではいたらず、暫定的ではあるが、つぎのような手順でおこなうことを提案した。

量刑判断は、一般の市民にとって非日常的な作業なので、直感的な判断にならないよう、とくに配慮が必要である。そこで、段階的・分析的に評議を進める必要がある。

法定刑や刑罰の内容、量刑判断の視点についての裁判官の説明→量刑事情の抽出・分類・ランクづけ→量刑事情全体から具体的な刑への変換

このうちの量刑事情に関する第2段階で、ふたたび付箋紙を用いる。

⑤司会者の議事進行の表現技法<4相のことばの使いわけ>

司会を務める裁判官は、司会者、法律解説者、話し合いの一構成員などいくつもの役割を担うことから、司会進行にあたって、どの立場でいま発言しているのかを明確にする必要がある。そこで、発言の内容が、話し合いの宣言、整理、解説、個人的意見表明(陳述)のいずれであるかを明確にわかるようにする。

以上のような一連の提案については、裁判官経験者から一定の反響があり、また、実際の裁判員裁判の評議でも一定程度受け入れられているようである(最高裁判所『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(平成21年度)』130頁[2010年]、読売新聞大阪本社版2010年5月21日付け33面参照)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計24件)

①守屋克彦、特集・裁判員裁判における評議の進め方 企画の趣旨、判例時報、査読無、2050号、2009、3-4

②森本郁代、評議設計はなぜ必要か、判例時報、査読無、2050号、2009、4-11

③大塚裕子、野原佳代子、議論はどのように整理するか、判例時報、査読無、2052号、2009、10-17

④西條美紀、より納得できる評議へ、判例時報、査読無、2053号、2009、3-9

⑤西條美紀、高木光太郎、守屋克彦、論告分析型評議の提案、法律時報、査読無、81巻8号、2009、83-93

⑥大塚裕子、本庄武、三島聡、付箋紙法による論告分析型評議の実践、法律時報、査読無、81巻9号、2009、70-81

⑦野原佳代子、森本郁代、三島聡、竹内和広、論告分析型評議の実現に向けて、法律時報、

査読無、81巻10号、2009、84-95

⑧高木光太郎、特集[心理学は裁判員裁判に何ができるか] シンポジウムの趣旨と概要、法と心理、査読有、8巻1号、2009、1-4

⑨西條美紀、評議の素朴交渉、法と心理、査読有、8巻1号、2009、5-10

⑩野原佳代子、裁判員裁判評議における素朴交渉発生の可能性と問題点、法と心理、査読有、8巻1号、2009、11-17

⑪大塚裕子、裁判長の対話技法に着目した模擬評議における素朴交渉の要因分析、法と心理、査読有、8巻1号、2009、18-26

⑫本庄武、刑事事実認定の原則と及川事件における評議、法と心理、査読有、8巻1号、2009、27-34

⑬守屋克彦、及川事件の評議、法と心理、査読有、8巻1号、2009、35-40

⑭三島聡、量刑評議の進め方、法と心理、査読有、8巻1号、2009、41-49

⑮竹内和広、三島聡、高木光太郎、裁判員制度における評議のデザイン、人工知能学会誌、査読無、24巻1号、2009、45-52

⑯守屋克彦、評議における裁判官関与のあり方、法律時報、査読無、81巻2号、2009、27-32

⑰西條美紀ほか裁判員裁判とコミュニケーション研究会、イタリアの参審制度、季刊刑事弁護、査読無、56号、2008、167-173

⑱本庄武、裁判員制度開始を目前に控えた量刑研究の動向、犯罪社会学研究、査読無、33号、2008、198-204

⑲裁判員裁判とコミュニケーション研究会(三島聡、西條美紀、森本郁代、大塚裕子)、評議のコミュニケーション・デザイン——評議の形式・技法・環境設計、季刊刑事弁護、査読無、52号、2007、62-68

⑳森本郁代、コミュニケーションの観点から見た裁判員制度における評議、刑法雑誌、査読無、47巻1号、2007、153-164

[学会発表](計18件)

①三島聡、本シンポジウムの企画の趣旨とこれまでの研究成果の概要、シンポジウム「裁判員制度における評議デザイン論の展開」、2010年3月7日、青山学院大学

②本庄武、量刑評議の精緻化を目指して、シンポジウム「裁判員制度における評議デザイン論の展開」、2010年3月7日、青山学院大学

③守屋克彦、量刑評議の運用について、シンポジウム「裁判員制度における評議デザイン論の展開」、2010年3月7日、青山学院大学

④竹内和広、情報工学による「ライブコーディング」支援、シンポジウム「裁判員制度における評議デザイン論の展開」、2010年3月7日、青山学院大学

⑤西條美紀、論告投錨型評議の提案、シンポジウム「市民と裁判官のコミュニケーション

をどうデザインするか」、2008年11月23日、
青山学院大学

⑥大塚裕子、論告投錨型評議のための設計の
工夫、シンポジウム「市民と裁判官のコミュ
ニケーションをどうデザインするか」、2008
年11月23日、青山学院大学

⑦野原佳代子、解明型(暗黙知投錨型)の裁
判体に見られる評議展開例と問題点、シンポ
ジウム「市民と裁判官のコミュニケーション
をどうデザインするか」、2008年11月23日、
青山学院大学

⑧森本郁代、論告投錨型の裁判体に見られる
評議展開、シンポジウム「市民と裁判官のコ
ミュニケーションをどうデザインするか」、
2008年11月23日、青山学院大学

⑨守屋克彦、評議のあり方——議論の推移と
課題、シンポジウム「市民と裁判官のコミュ
ニケーションをどうデザインするか」、2008
年11月23日、青山学院大学

⑩本庄武、論告の拘束性と中間評議のあり方、
シンポジウム「市民と裁判官のコミュニケー
ションをどうデザインするか」、2008年11月
23日、青山学院大学

⑪三島聡、量刑の評議のあり方、シンポジウ
ム「市民と裁判官のコミュニケーションをど
うデザインするか」、2008年11月23日、青
山学院大学

⑫高木光太郎、シンポジウム・心理学は裁判
員制度に何ができるのか 企画の趣旨、法と
心理学会、2007年10月14日、北海道大学

⑬三島聡、及川事件の概要と争点、法と心理
学会、2007年10月14日、北海道大学

⑭西條美紀、評議における素朴交渉、法と心
理学会、2007年10月14日、北海道大学

⑮野原佳代子、評議における枠組みのずれか
ら来る素朴交渉、法と心理学会、2007年10
月14日、北海道大学

⑯大塚裕子、素朴交渉の分析とその克服のた
めの話し合いデザイン、法と心理学会、2007
年10月14日、北海道大学

⑰本庄武、及川事件における評議の法的問題
点、法と心理学会、2007年10月14日、北
海道大学

⑱守屋克彦、及川事件 評議のポイント、法
と心理学会、2007年10月14日、北海道大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三島 聡 (MISHIMA SATOSHI)

大阪市立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60281268

(2) 研究分担者

高木 光太郎 (TAKAGI KOTARO)

青山学院大学・社会情報学部・教授

研究者番号：30272488

西條 美紀 (SAIJO MIKI)

東京工業大学・留学生センター・教授

研究者番号：90334549

野原 佳代子 (NOHARA KAYOKO)

東京工業大学・留学生センター・准教授

研究者番号：90327312

本庄 武 (HONJO TAKESHI)

一橋大学・大学院法学研究科 准教授

研究者番号：60345444

(3) 連携研究者

大塚 裕子 (OTSUKA HIROKO)

(財)計量計画研究所・言語情報研究室・

研究員

研究者番号：10419038

竹内 和広 (TAKEUCHI KAZUHIRO)

大阪電気通信大学・情報通信工学部・准教
授

研究者番号：20440951

森本 郁代 (MORIMOTO IKUYO)

関西学院大学・法学部・准教授

研究者番号：40434881

守屋 克彦 (MORIYA KATSUHIKO)

東北学院大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：90328261